

# ようこそ古河へ

古河市役所 Ⅱ0280(92)3111(代)

《市役所からのお知らせ》

## ◎住民票が作成される外国人と、住民票の記載事項（総和庁舎 市民課 TEL 0280-92-3111）

次の4つの区分に該当する外国人には住民票が作成されます（観光などの短期滞在者などは除きます）。  
住民票には日本人と同様に、氏名・世帯主の氏名及び続柄、生年月日、男女の別、住所などが記載される他、外国人住民特有の事項として、国籍・地域、外国人住民となった年月日が記載され、さらに次の各区分に応じた事項が記載されます。

### ①中長期在留者（在留カード交付対象者）

記載事項：在留資格、在留期間及び在留期間の満了日、在留カードの番号、中長期在留者であること。

### ②特別永住者

記載事項：特別永住者証明書の番号、特別永住者であること。

### ③一時庇護許可者又は仮滞在許可者

記載事項：一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間、一時庇護許可者または仮滞在許可者であること。

### ④出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者（外国人となった日から60日までは在留資格を有することなく在留できます。）

記載事項：出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であること。

## <国外から入国する方について>

中長期在留者などの外国人が国外から転入した場合、その日から14日以内に在留カードなどを持参し、転入の届出を行う必要があります。

## <国内で住所を変更する方について>

住所を変更する際には、在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご持参ください。

転出の際には日本人と同様に転出手続きが必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。

また、国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要となります。

## <住民票の写しの交付場所>

〔総和庁舎〕 市民課 TEL 0280-92-3111

〔古河庁舎〕 古河庁舎市民窓口室 TEL 0280-22-5111

〔三和庁舎〕 三和庁舎市民窓口室 TEL 0280-76-1511

## ◎ 印鑑登録について

(総和庁舎 市民課 TEL 0280-92-3111)

印鑑登録制度は、本人の印鑑であることを立証するためのもので、あなたの財産や権利を守る重要な役割を持っています。古河庁舎市民窓口室・三和庁舎市民窓口室でも印鑑登録証明書の発行を行っています。

<印鑑登録証明書の交付場所>

[総和庁舎] 市民課 TEL 0280-92-3111

[古河庁舎] 古河庁舎市民窓口室 TEL 0280-22-5111

[三和庁舎] 三和庁舎市民窓口室 TEL 0280-76-1511

## ◎ 国民健康保険・後期高齢者医療保険について (古河庁舎 国保年金課 TEL 0280-22-5111)

病気やけがをしたときに、お金の心配のためにお医者さんにかかることができなかつたら・・・。

国民健康保険または後期高齢者医療保険とは、そのようなことがないように、日ごろからお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。3ヶ月を超える在留資格があるかたは、必ず健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、職場の健康保険とそれ以外の国民健康保険(国保)、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険(後期)があります。あなたが、75歳未満で職場の健康保険に加入していなければ国保に、75歳以上であれば後期に加入してください。

○国保や後期医療保険に加入していると・・・病院の窓口で保険証を提示すれば、医療費の一部を負担するだけでお医者さんにかかることができます。

○国保や後期医療保険に加入するには・・・国保年金課の窓口で手続きをしてください。

## ◎ 国民年金について

(古河庁舎 国保年金課 TEL 0280-22-5111)

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入していただくことになっております。これは老後の生活を保障することが主な目的ですが、障害者になったときの生活や加入者が死亡したときに遺族の生活を保障する役割も果たしています。また、日本で加入していた期間が短期で出国する場合には、脱退一時金を請求することができます。

いずれの請求の場合もそれぞれ一定の受給条件を満たしていることが必要となりますので、詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

※日本の会社、工場にお勤めしている方は、厚生年金保険に加入することになっておりますので、市役所での国民年金加入手続きは不要です。

○厚生年金保険の加入手続きは・・・お勤め先の会社が行いますので、会社にご相談ください。

## ◎ 医療福祉制度について

(古河庁舎 国保年金課 TEL 0280-22-5111)

医療福祉費支給制度(通称「マル福」)とは、「妊産婦」、「小児」、「母子・父子家庭」及び「重度心身障害者」の方々の健康保持増進と、福祉の向上を図るため、古河市民が医療機関等において健康保険で診療を受けた時の医療費の一部を県と市が助成するものです。所得制限があります。

<対象となるかたは>

①妊産婦・・・妊娠届を出し母子健康手帳が交付されたかた

※助成の対象となるのは、妊娠の継続または安全な出産のために治療が必要な疾病または負傷に限定されます。

②小児・・・0歳～小学校3年生まで

③母子・父子家庭・・・18歳未満の子を養育している配偶者のない母または父及びその子

④重度心身障害者・・・一定の障害認定を受けたかた

<必要な要件は>

1 古河市に住所を登録していること

2 健康保険に加入していること

3 所得制限額以下に当てはまること

<助成を受けるためには>

対象となることが確認できる書類を持って、国保年金課で手続きをしてください。なお、詳しいことは国保年金課へお問い合わせください。

※申請手続きが遅れますと医療費が助成されない場合がありますのでご注意ください。

## ◎医療費助成制度について

(古河庁舎 国保年金課 TEL 0280-22-5111)

医療費助成制度（通称「マル古」）とは、古河市が次世代を担う子どもたちに対し、健やかに生まれ育める環境を整えるために、医療費の一部を助成し、子どもを育成する家庭を支援するとともに少子化対策の充実を推進することを目的とする古河市独自の制度です。

<対象となるかたは>

① 妊産婦及び0歳～小学校3年生でマル福の所得制限額を超えているかた。

※妊産婦のかたは、妊娠の継続または安全な出産のために治療が必要な疾病または負傷に限定されます。

② 小・中学生・・・小学校4年生～中学校3年生まで

<必要な要件は>

1 古河市に住所を登録していること

2 健康保険に加入していること

<助成を受けるためには>

対象となることが確認できる書類を持って、国保年金課で手続きをしてください。なお、詳しいことは国保年金課へお問い合わせください。

※申請手続きが遅れますと医療費が助成されない場合がありますのでご注意ください。

## ◎障害者手帳について

(健康の駅 障がい福祉課 TEL 0280-92-4919)

<身体障害者手帳>

身体に障がいのある方(視覚・聴覚・肢体・心臓機能・呼吸器機能等)の申請によって交付され、この手帳を取得することにより、障害の種別とその程度に応じた各種の福祉サービスを利用することができます。

<療育手帳>

児童相談所(18歳未満の児童)または茨城県福祉相談センターにおいて、医学的・心理学的判定により知的障害と判定された方に対して、申請によって交付され、この手帳を取得することにより、障害の程度に応じた各種の福祉サービスを利用することができます。

#### <精神障害者保健福祉手帳>

精神疾患のある方のうち、精神障害のため、日常生活または社会生活に制約のある方に対して、申請によって交付され、この手帳により、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段となり、各種支援を受けることができます。

#### <申請受付場所>

[健康の駅] 障がい福祉課 TEL 0280-92-4919  
[総和庁舎] 市民サービス課 TEL 0280-92-3111  
[古河庁舎] 市民サービス室 TEL 0280-22-5111  
[三和庁舎] 市民サービス室 TEL 0280-76-1511

### ◎児童手当・児童扶養手当・出産子育て奨励金について

(総和庁舎 子育て応援課 TEL 0280-92-3111)

#### <児童手当>

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給しています。

#### <児童扶養手当>

父母の離婚等により、ひとり親家庭の父・母または両親に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給します。

#### <出産子育て奨励金>

3人目以上のお子さんを出産し養育している方に、30万円(10万円を3年に分けて支給)を支給します(支給要件あり)。

### ◎保育所(園)への入所について

(総和庁舎 子育て対策課 TEL 0280-92-3111)

保育所は、仕事や病気などのため、就学前のお子さんを家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育する所です。

保育時間 公立保育所 午前7時00分から午後7時まで  
私立保育園 午前7時から午後7時まで(保育園により異なります)

#### <申請受付場所>

[総和庁舎] 子育て対策課 TEL 0280-92-3111  
[古河庁舎] 市民サービス室 TEL 0280-22-5111  
[三和庁舎] 市民サービス室 TEL 0280-76-1511

### ◎幼稚園への入園について

(総和庁舎 子ども政策室 TEL 0280-92-3111)

本市の幼稚園は、全て私立幼稚園となっておりますので、入園の申し込みなど、詳しいことは直接幼稚園にお問い合わせ下さい。

## ◎小・中学校の転入学について

(古河庁舎 教育総務課 TEL 0280-22-5111)

日本の義務教育は、小学校が6年、中学校が3年の9年間です。学年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わります。6歳～15歳の子が公立の学校へ入学する場合は、古河市で発行する転入学通知を指定の学校へ提出する必要があります。

また、日本の他の地域から古河市へ転入して来たときは、前の学校から発行された在学証明書および教科書給与証明書が必要になります。

また、住所の異動があったときは、変更の手続きが必要となります。

## ◎児童クラブについて

(総和庁舎 子育て対策課 TEL 0280-92-3111)

放課後、保護者が仕事などで家にいない場合など保育できないとき、市内の小学校に通う1から3年生のお子さんをお預かりします。(定員に余裕がある場合は、高学年も可)

児童クラブは、全ての小学校にあります。

<開所時間> 平日 午後1時から午後7時まで

土曜日・長期休業日 午前7時30分から午後7時まで

<申請受付場所>

[総和庁舎] 子育て対策課 TEL 0280-92-3111

[古河庁舎] 市民サービス室 TEL 0280-22-5111

[三和庁舎] 市民サービス室 TEL 0280-76-1511

## ◎子ども会について

(古河庁舎 生涯学習課 0280-22-5111)

小中学生の子ども会への加入をお勧めします。お住まいの地域には、お子さんのお友達作りをお手伝いするサークルとして「子ども会」が活動しています。活動内容は、レクレーションやお祭りの参加など様々で、みなさん楽しく活動しています。子ども会については、生涯学習課へお問い合わせください。

## ◎図書館のご案内

(総和庁舎 施設管理課 TEL 0280-92-3111)

本やCD等が借りられます(登録が必要)。

[古河図書館] TEL 0280-32-5299

[三和図書館] TEL 0280-75-1511

<開館時間> 午前10時～午後7時(土・日・祝日は午前10時～午後6時)

<休館日> 月末整理日・年末年始・特別整理期間・臨時休館日

[公民館等図書室]

中央公民館 TEL 0280-92-4501

つつみ館(つつみ公民館) TEL 0280-98-5530

中田公民館 TEL 0280-48-1852

ユースセンター 総和 TEL 0280-31-3211

とねミドリ館(生涯学習センター総和) TEL 0280-92-4000

<開館時間> 午前9時～午後5時

<休館日> 月末整理日・年末年始・特別整理期間・臨時休館日

## ◎体育施設のご案内

(総合体育館 スポーツ振興課 0280-92-0555)

古河体育館	TEL 0280-31-0341
古河市中心運動公園	TEL 0280-92-5555
古河市中心運動公園温水プール	TEL 0280-92-9000
三和健康ふれあいスポーツセンター (プール有)	TEL 0280-76-7000
古河スポーツ交流センター (プール有)	TEL 0280-22-3500

## ◎生活支援サービスについて

法律相談・人権相談・税務相談・女性相談・心配ごと相談・年金相談・生活相談などの各種相談窓口がありますので、お気軽にご利用ください。

相談窓口が分からない場合は、市民相談センター専用ダイヤル TEL 0280-92-1166 へ

相談内容	予約・問合せ先
法律相談	総和庁舎 (本庁) 市民相談センター 電話 0280-92-3111 (代表)
行政相談	総和庁舎 (本庁) 市民相談センター 電話 0280-92-3111 (代表)
税務相談	総和庁舎 (本庁) 市民相談センター 電話 0280-92-3111 (代表) (予約は直接関東信越税理士会 古河支部へ (電話番号は広報お知らせ版またはHPにて確認))
人権相談	総和庁舎 (本庁) 人権推進課 電話 0280-92-3111 (代表)
女性相談	福祉総務課 (総和福祉センター「健康の駅」内) 電話 0280-92-5771
障害者相談	障がい福祉課 (総和福祉センター「健康の駅」内) 電話 0280-92-4919
消費生活相談	古河市消費生活センター 電話 0280-92-8811
出張年金相談	下館年金事務所 電話 0296-25-0829
結婚相談 心配ごと相談	古河市社会福祉協議会 電話 0280-48-0808
健康管理に関する相談	福祉総務課 (健康の駅内) 電話 0280-92-5771 健康づくり課 (古河福祉の森会館) 電話 0280-48-6883



## ◎ 育児と出産について (古河福祉の森会館 健康づくり課 TEL 0280-48-6881・6882)

<こんな時は、健康づくり課が窓口です。ご利用ください。>

- ・妊娠して母子健康手帳をもらう時
- ・赤ちゃんの病気や成長の確認、栄養のとり方などについて聞きたい時
- ・子どもの予防接種や健康診査のことで聞きたい時

①妊娠したら・・・妊娠し、医師の診察を受けて産まれる日がわかったら、妊娠届を出してください。母子健康手帳と健診の受診票をお渡しします(申請の際は健康保険証、印鑑が必要)。

※福祉の森会館(健康づくり課)・古河庁舎(国保年金課)・総和庁舎(国保年金窓口室)・三和庁舎(国保年金窓口室)で母子健康手帳の交付が受けられます。

②予防接種・・・細菌やウイルスで重い症状にならないよう、予防するために行います。

【子ども】定期の接種はヒブ、小児用肺炎球菌、ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ(四種混合または三種混合・ポリオ)、BCG、麻しん・風しん混合、水ぼうそう、日本脳炎、ジフテリア・破傷風(二種混合)、子宮頸がん予防ワクチンで対象年齢の方は無料です。おたふくかぜ、みずぼうそう、B型肝炎、ロタウイルス、インフルエンザは任意接種のため、費用は自己負担です。

③子どもの健診・・・お子さんの健康状態や成長発達を確認し、健やかな成長を促すために行います。

1ヶ月児健診 出産病院にて実施(自費)

3~4か月児健診 福祉の森会館・健康の駅・三和地域福祉センターの各地区にて実施。事前にご案内を郵送します。

9~11か月児健診 市で交付した乳児一般健康診査受診票を使用し医療機関で実施。

1歳6か月児健診 3歳児健診・福祉の森会館・健康の駅・三和地域福祉センターの各地区にて実施。事前にご案内を郵送します。

④子育て相談・・・子どものこころやからだのことで心配なときには相談してください。

○電話相談 福祉の森会館へ(健康づくり課 TEL0280-48-6881)

○乳幼児健康相談 福祉の森会館・健康の駅(月1回)三和地域福祉センター(隔月)

## ◎ 健康診断について (古河福祉の森会館 健康づくり課 TEL 0280-48-6883)

- ・健康診査、がん検診を希望の時
  - ・おとなの健康診断について聞きたい時
  - ・あなたや家族のからだのことが心配で相談したい時
- ぜひ、健康づくり課にお問い合わせください。

## ◎ 介護保険について (健康の駅 介護保険課 TEL 0280-92-4921)

- ・介護保険は、40歳以上みなさんが保険料を負担し、介護を必要とされる方やその家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

- ・介護保険サービスは、65歳以上で介護や支援が必要な状態になったとき、あるいは40～64歳までの方で、特定の疾病が原因で介護や支援が必要な状態になったときに利用できます。
- ・1年以上日本に住む資格を持っている40歳以上の方は、介護保険に加入する必要があります。
- ・介護保険サービスを利用する際には、要介護の認定が必要となります。
- ・介護保険のご相談は、介護保険課にお問い合わせください。

## ◎高齢福祉在宅サービスについて

(健康の駅 高齢福祉課 TEL 0280-92-5838)

高齢福祉サービスは、古河市に住所登録されている65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯が対象となり、元気で自立した生活を送ることができるようサービスを提供しております。

サービス内容のご相談は、高齢福祉課にお問合せください。

## ◎ごみについて

(三和庁舎 環境課 TEL 0280-76-1511)

○ルールはきちんと守りましょう。

ごみや資源ごみを出す曜日・時間は決められています。それ以外の日に出すと、周囲に迷惑がかかります。

ごみを出す場合は、「家庭ごみの分け方・出し方」に従い、決められた曜日・時間・場所にきちんと出しましょう。

<ごみの出し方に関する相談窓口>

[古河地区]・・・古河クリーンセンター TEL 0280-22-6353

[総和・三和地区]・・・環境課 TEL 0280-76-1511

## ◎税についてのお願い

(古河庁舎 市民税課 TEL 0280-22-5111)

古河市の福祉、教育、防災、ごみ処理など様々な行政サービスは、市税によって行っております。

日本国籍のない方にも一定の条件に該当する方には税金を納めていただくこととなりますので、該当する方は納期限までに必ず納めていただきますようお願いいたします。

個人住民税、軽自動車税、住民税の証明書について説明します。

<個人住民税>

○税金を納める方

- ・その年の1月1日に古河市にお住まいの方は、収入の申告（還付を含む）が必要です。
- ・前年の1月から12月までに一定の収入がある人には課税されます。

※申告をしていない場合は税証明を発行できません。就労ビザ、永住ビザの申請他、在留資格の変更、更新には税証明が必要となりますので、必ず申告をしてください。

○納付方法

・特別徴収

会社にお勤めの方で1年間の税金を毎月の給与から天引きされます。

・普通徴収

自営などの方で1年間の税金を4回で納付いただきます。

6月に1年分の税額の通知書を送付します。納付期限は6月、8月、10月、1月の末日になります。

※古河市外へ転出（帰国）されるときは、必ず残りの税額を清算してください。



#### ○個人住民税の税率

- ・所得割 市民税 6% 県民税 4% (それぞれ算出して合計します)
  - ・均等割額 市民税 3,500 円 県民税 2,500 円 (一律)
- 所得割と均等割の合計が個人住民税になります。

#### ○税金の滞納について

- ・納期限に納付されない場合は、納付を促す督促状が発送されます。さらに納付のない場合は、延滞金(最大年 14.6%) が加算されるのでご注意願います。

#### <軽自動車税>

毎年4月1日に軽自動車、バイク等を所有しているときに軽自動車税がかかります。

##### ○納付期限

毎年5月上旬に納税通知書が送付され、5月末日が納付期限になります。

○納付期限を過ぎると、延滞金(最大年 14.6%) が加算されます。

○他人に軽自動車を譲る場合は、必ず名義変更(廃車) 手続きをしてください。また、古河市外へ転出(帰国) する際も、必ず廃車手続きをしてください。

#### <住民税の証明書>

##### ○証明書の種類

- ・課税証明書 (前年中の所得及び市県民税の年税額が記載)
- ・非課税証明書 (前年中の所得及び市県民税が課税されていない証明)
- ・所得証明書 (前年中の所得のみが記載)
- ・納税証明書 (納付すべき年税額、納付した額、未納額が記載)

##### ○証明書手数料

- ・1通 300 円 (納税証明書は1税目 300 円)

#### <税に関する相談窓口>

[古河庁舎] 市民税課 TEL 0280-22-5111

#### <証明書の交付場所>

[古河庁舎] 市民税課 TEL 0280-22-5111

[総和庁舎] 市民サービス課 TEL 0280-92-3111

[三和庁舎] 市民サービス室 TEL 0280-76-1511

### ◎上下水道使用開始・停止の届出について

(三和庁舎 水道課 TEL 0280-76-1511)

上下水道の使用開始・停止の届出は、本人か家族または代理人が、水道料金お客様センター窓口にて、手続きをしてください。

料金のお支払いは、水道料金お客様センター、各庁舎、市内の金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いください。

[古河庁舎] 水道料金お客様センター TEL 0280-21-1065

## ◎ 防災対策について

(総和庁舎 危機管理防災課 TEL 0280-92-3111)

「地震が起きたら・・・」

＜自宅＞地震が起きても、あわてて逃げるのではなく、隣近所で協力して初期消火や救助活動にあたりましょう。避難は最後の手段です。延焼の危険があるときは避難しましょう。

＜避難場所及び避難所＞市では、各小中高等学校等、公共施設を避難場所として指定しています。また、行政自治会ごとに避難場所を定めているところもあります。なお、住居を喪失するなど長時間にわたり救助を必要とする被災者については、学校等を避難所として開設し、宿泊や食料等の提供を行いません。避難場所及び避難所は必ず事前に確認してください。

- 避難をするときは、なるべく徒歩で避難しましょう。
- 持ち物は必要品のみにして、背負うようにしましょう。
- 非常持出品を、いつでも持ち出せるように準備しておきましょう。

## ◎緊急連絡先について

(総和庁舎 危機管理防災課・交通防犯課 TEL 0280-92-3111)

- 火災が起きたときは・・・消防署 119番
- 急病や交通事故などで、生命が危険なときは・・・消防署(救急車) 119番
- 犯罪に有ったときは・・・警察署 110番
- 交通事故にあったとき・・・警察署 110番

＜ケガのない場合＞

事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないように安全な場所に車を移動させて、警察に連絡して指示を受けてください。

＜ケガがある場合＞

負傷者をむやみに動かさない方がよいが、後続事故の恐れがある場合は、早く負傷者を救出して安全な場所に移動させてください。すぐに警察 110番と消防 119番に連絡してください。

## ◎緊急のときの病院について

(古河福祉の森会館 健康づくり課 TEL 0280-48-6881)

### 【医療機関情報】

総和中央病院	TEL 0280-92-7055
古河病院	TEL 0280-47-1010
古河赤十字病院	TEL 0280-23-7111
友愛記念病院	TEL 0280-97-3000
茨城西南医療センター	TEL 0280-87-8111

※その他の医療機関については、古河市ガイドマップをご覧ください。

## ◎生活保護について

(健康の駅 生活保護課 TEL 0280-92-4960)

病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり収入が少ないなど精一杯努力しても、なお生活ができない場合に、一定の基準に従って最低生活に不足する分について支援し、自分の力で生活していけるよう手助けを行います。

◎配偶者暴力相談について (古河市配偶者暴力相談支援センター TEL 0280-92-7209)

古河市配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の被害に関する相談を受けつけています。

◎日本語教室について (総和庁舎 企画課 TEL 0280-92-3111)

外国人の方を対象に、日本語教室を開催しています。ボランティアの先生が、親切に日本語を教えてください。交流会などの楽しいイベントもあります。詳しいことは、古河市国際交流協会事務局へ問合せください。

古河市国際交流協会事務局 (古河市役所 企画課) TEL 0280-92-3111

[古河教室 昼の部] 古河市地域交流センター(はなももプラザ) 毎週水曜日 時間 午後 2:00～3:30  
TEL 0280-21-1255

[古河教室 夜の部] 古河市地域交流センター(はなももプラザ) 毎週金曜日 時間 午後 7:00～8:30  
TEL 0280-21-1255

[総和教室] 中央公民館 毎週土曜日 時間 午後 7:00～9:00  
TEL 0280-92-4501

[三和日本語ボランティア教室] 三和公民館(三和庁舎 3F) 第1・3・4の金曜日  
TEL 0280-76-1517 時間 午後 7:00～8:30

<費用> 受講料は無料 (但し教材は実費)

<申込み方法> 各教室の開講時間内に、直接来てください。

◎外国人相談センター

○(公財)茨城県国際交流協会 TEL 029-244-3811

毎週月曜日～金曜日 時間 午前8時30分～午後5時00分 (祝日休)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
英語・日本語				
ポルトガル語 8:30～12:00	スペイン語	タイ語	カンボジア語	タイ語 8:30～17:00
中国語 13:30～17:00	韓国語	中国語	ポルトガル語	インドネシア語 13:30～17:00